

杉並区立施設再編整備計画(第2期)

令和4(2022)年度～令和12(2030)年度

第1次実施プラン

令和4(2022)年度～令和6(2024)年度

令和4年(2022年)3月



目次

■区立施設再編整備計画(第2期)(令和4(2022)年度~12(2030)年度)	1
第1章 総論	2
(1) 計画の目的	2
(2) 計画体系・位置づけ	2
(3) 対象とする施設	3
(4) 計画期間	4
第2章 これまでの取組の成果と課題	5
(1) 第1期計画の取組の成果	5
(2) 取組を進めてきた中での新たな課題	9
第3章 区立施設の現状と課題	10
(1) 人口の推移及び今後の推計	10
(2) 財政状況の推移	12
(3) 区立施設の数及び保有量	14
(4) 区立施設の建築年度別の整備状況	16
(5) 直近10年間の改築・改修経費	17
(6) 区立施設にかかるコストの状況	18
(7) 今後の改築・改修等経費試算	20
(8) 有形固定資産減価償却率の推移	22
(9) 区立施設の課題	23
第4章 基本方針	24
(1) 基本方針の前提となる考え方	24
(2) 第2期計画の基本方針(7つの基本方針)	25
第5章 将来像	31
第6章 推進体制	32

■第1次実施プラン(令和4(2022)年度～6(2024)年度)	33
----------------------------------	----

第1章 基本的な考え方

(1) 第1次実施プランの策定に当たって	34
(2) 対象とする施設	34

第2章 施設分類ごとの取組

(1) 小学校、中学校、特別支援学校	37
(2) 児童館、学童クラブ、子ども・子育てプラザ	47
(3) 保育園、子供園	54
(4) 地域区民センター、区民集会所、コミュニティふらっと等	62
(5) その他集会施設	68
(6) ゆうゆう館	71
(7) その他高齢者施設（民営施設）	76
(8) 図書館	79
(9) 生涯学習施設	82
(10) 体育施設	84
(11) 障害者(児)施設	86
(12) 公営住宅	89
(13) 庁舎、その他施設	92
(14) 有料制自転車駐車場、自転車集積所	99
(15) 公園	102
(16) 民営化宿泊施設	106

第3章 地域ごとの取組まとめ

(1) 井草地域	108
(2) 西荻地域	112
(3) 荻窪地域	118
(4) 阿佐谷地域	124
(5) 高円寺地域	130
(6) 高井戸地域	136
(7) 方南和泉地域	144

●資料編

1 第1期計画の基本方針	150
2 第1次実施プランにおける財政効果額	152
3 「コミュニティふらっと」の概要（基本的な考え方）	154
4 杉並区立学校施設整備計画（第2次改築計画）における長寿命化判定フロー	156

杉並区立施設再編整備計画(第2期)

令和4(2022)年度～令和12(2030)年度



第1章 総論

(1) 計画の目的

平成26年(2014年)3月に策定した杉並区区立施設再編整備計画(第1期)(以下「第1期計画」という。)は、人口増加や高度経済成長を背景に昭和30年代から40年代にかけて集中的に整備をしてきた区立施設が老朽化し、次々と更新時期を迎える中、少子高齢化の進展や女性の社会進出の本格化など、時代とともに変化する区民ニーズに的確に応えるとともに、将来にわたって持続可能な行財政運営を行っていくため、策定したものです。

杉並区区立施設再編整備計画(第2期)(以下「第2期計画」という。)においても、この考えを継承し、杉並区基本構想で掲げられた杉並区が目指すまちの姿である「みどり豊かな住まいのみやこ」を実現するため、本計画に基づき、区立施設の更新、再編、長寿命化、利活用等を総合的かつ計画的に取り組んでいきます。

(2) 計画体系・位置づけ

第2期計画は、基本構想の実現に向けて、区政経営改革の基本方針として定める区政経営改革推進基本方針で掲げられた「方針5 施設マネジメントの推進」に基づき、杉並区総合計画・実行計画と整合性を図りながら策定するものです。

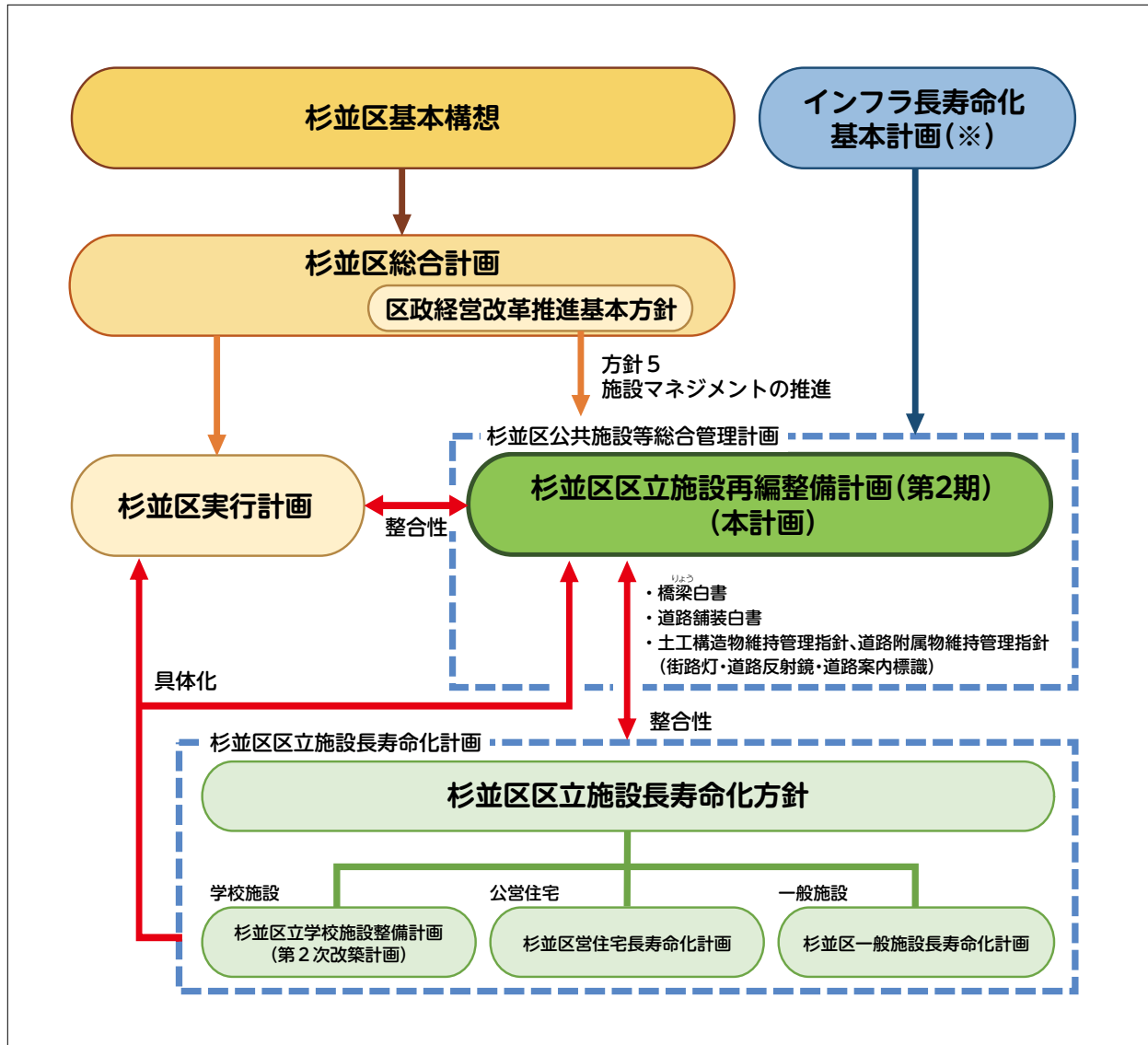
一方、国は平成25年(2013年)11月に「インフラ長寿命化基本計画」を策定し、これを踏まえて国の各省庁や地方自治体等に対し、公共施設を含むインフラの維持管理・更新等を着実に推進するための中期的な取組を明らかにする「公共施設等総合管理計画」(以下「総合管理計画」という。)や、長寿命化や改築・改修等の具体的な対応方針を定める「個別施設毎の長寿命化計画」(以下「施設長寿命化計画」という。)を策定するよう求めています。

区では、第1期計画のほか、インフラ施設(道路・橋梁^{りょう}等)も総合管理計画の対象とされていることから「橋梁^{りょう}白書」(平成25年(2013年)3月策定)、「道路舗装白書」(平成26年(2014年)11月策定)等を合わせて、「杉並区公共施設等総合管理計画」に位置付けています。また、区立施設における長寿命化の基本的な考え方を定めた「杉並区区立施設長寿命化方針」(令和3年(2021年)3月策定)や、これに基づく学校施設、公営住宅、その他一般施設の3つの施設長寿命化計画を合わせて「杉並区区立施設長寿命化計画」に位置付けています。

こうした中、総合管理計画について、国は、具体的な施設の状況に基づき、長期的な視点をもって取組を進める観点から、施設長寿命化計画を反映した見直しを求めていたことから、第2期計画は、昨年度策定した施設長寿命化計画を踏まえた総合管理計画の改定と位置づけ策定するものとします。

このような状況を踏まえて、第2期計画の体系・位置づけについては、次ページの図のとおり整理することができます。

★図表 1-1 計画の体系・位置づけ



※あらゆるインフラの戦略的な維持管理・更新を推進するため、平成25年（2013年）11月に国が策定した計画

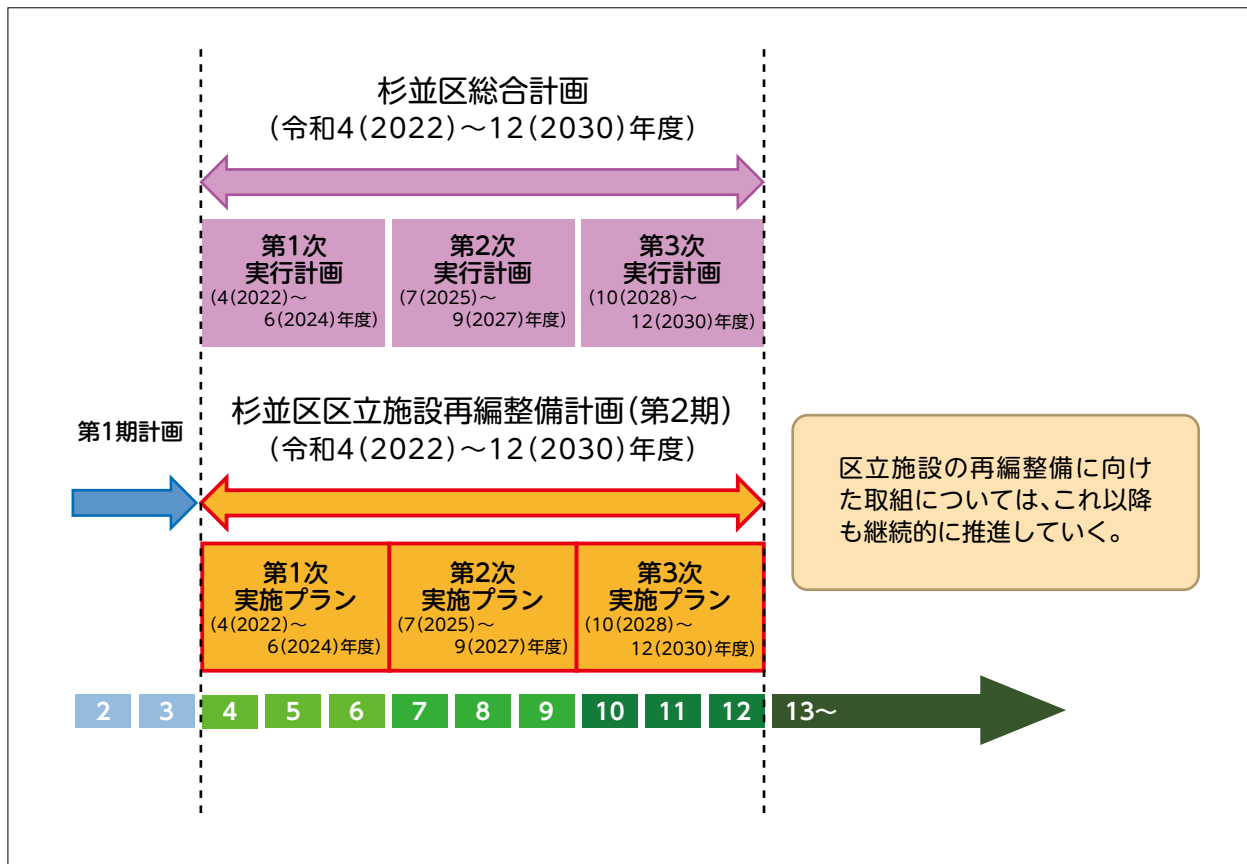
(3) 対象とする施設

第2期計画の対象とする施設については、借り上げ施設を含む全ての区立施設のほか、行政需要に基づき、区有地、国や東京都の公有地を活用して民間事業者が整備する施設についても対象とします。

(4) 計画期間

第2期計画の計画期間は、杉並区総合計画の計画期間に合わせて、令和4年度（2022年度）から12年度（2030年度）までの9年間とします。なお、第2期計画の計画期間中に進める具体的な取組については、本計画の下に策定する実施プラン（第1次（令和4（2022）～6（2024）年度）・第2次（同7（2025）～9（2027）年度）・第3次（同10（2028）～12（2030）年度））において、定めることとします。

★図表 1-2 計画期間



第2章 これまでの取組の成果と課題

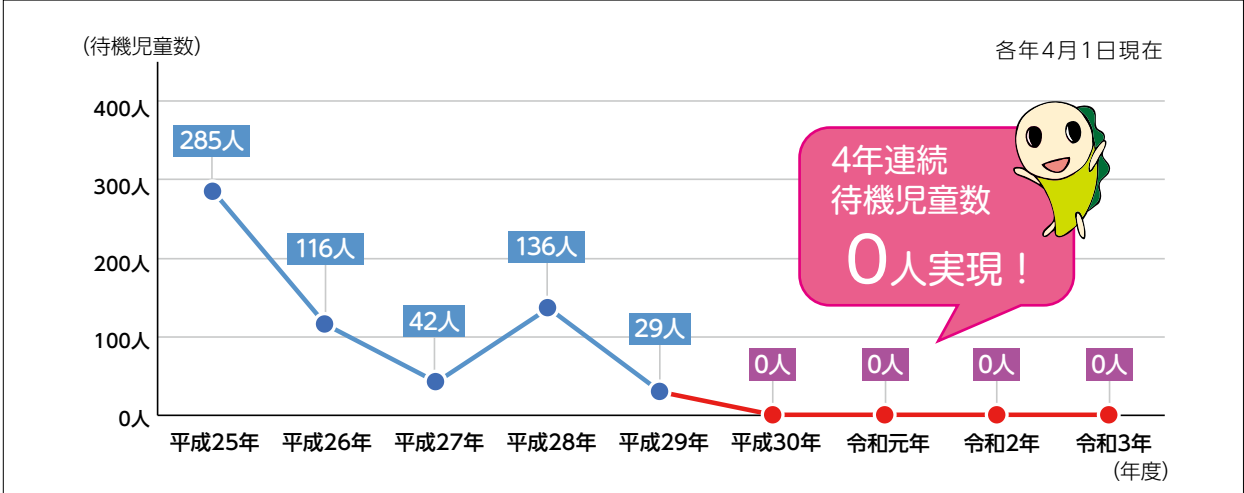
(1) 第1期計画の取組の成果

第1期計画は、次々に更新時期を迎える区立施設の状況や、時代とともに変化する区民ニーズへ対応し、今後も安全・安心な施設サービスの提供を維持するため、平成26年度（2014年度）から令和3年度（2021年度）までの8年間を計画期間として、平成26年（2014年）3月に策定されました。この8年間では、主に次の①～⑦などの取組を実施し、老朽化した施設の更新や長寿命化を着実に進めるとともに、将来を見据えて複合化・多機能化、既存施設の有効活用など効率的かつ効果的な施設整備を進めてきました。

① 保育園、特別養護老人ホームなど緊急性の高いニーズへの対応

多くの待機者が発生し、緊急性の高いニーズが生じていた保育園や特別養護老人ホームの整備については、国や東京都を含めた公有地の活用などの手法を用いて、民間事業者による整備を促進してきました。これにより、保育園においては平成30年度（2018年度）以降4年連続で待機児童ゼロを実現しています。また、特別養護老人ホームについては、総合計画に掲げた、令和3年度（2021年度）までの10年間で約1,000人分の定員を確保する目標を達成するなど、新たな行政需要に確実に対応してきました。

★図表 2-1 待機児童数の推移



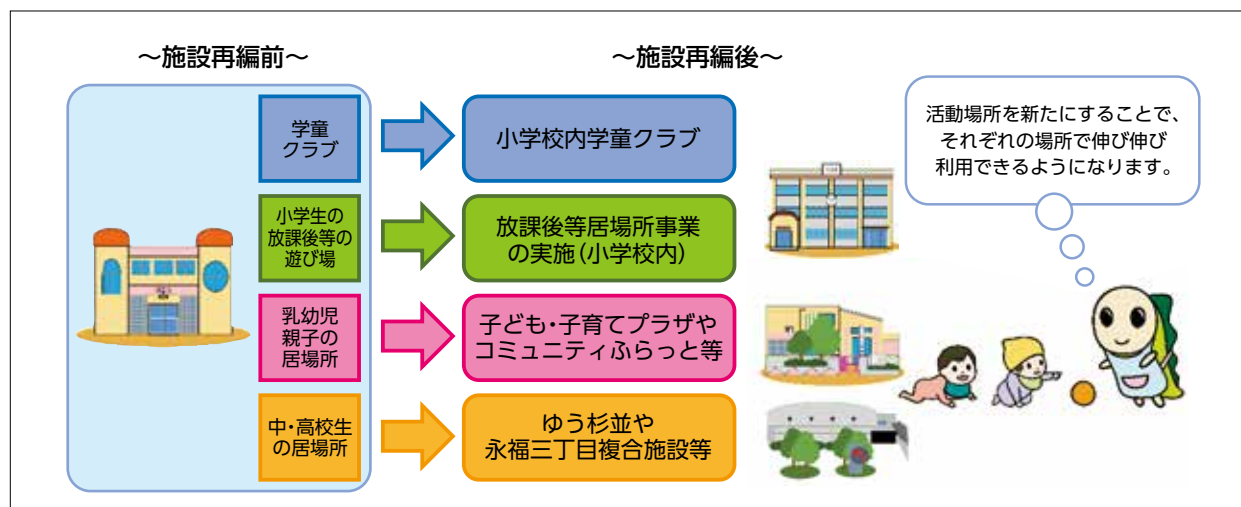
② 児童館再編による子どもの居場所の拡充

学童クラブや乳幼児親子の交流の場と居場所の需要が大幅に増加する中、児童館という限られたスペースの中でサービスの充実を図ることが限界を迎えてきていることなどから、より良い育成環境を確保するため、児童館を再編する取組を進めてきました。この取組では、小学校内等に学童クラブを移転するとともに、小学校内で小学生の放課後等居場所事業を実施することで、体育館や校庭なども含め小学校施設を有効に活用し、子どもたちがのびのび

と過ごすことができる環境を整備してきました。令和3年（2021年）4月現在、小学生の放課後等居場所事業については12か所、再編整備の取組により小学校内等に機能を移転した学童クラブについては、22か所で実施しています。

また、小学生の放課後等の居場所としての機能を移転した児童館施設を「子ども・子育てプラザ」に転用し、子育て支援サービス・事業を総合的・一体的に行う地域子育て支援拠点として、より充実した乳幼児親子の居場所づくりの取組を進めてきました。「子ども・子育てプラザ」は、区内7地域に各2所整備する方針で、令和3年（2021年）4月現在、7地域の内、5地域で1所目が開設されている状況です。

★図表 2-2 児童館再編のイメージ図



③ 新たな地域コミュニティ施設「コミュニティふらっと」への再編整備

区民集会所、区民会館、及び60歳以上の高齢者専用施設であるゆうゆう館については、区民相互の交流や趣味の活動などの場として活用されてきましたが、施設や部屋、時間帯によって稼働率にばらつきがあり、施設全体で見ると、平均利用率が約50%にとどまるなど、より一層の有効活用が求められていました。また、近年、地域社会との関係が希薄となり、「社会的孤立」が問題となる中、世代を超えた地域住民同士のつながりや支えあいが求められています。そこで、これらの施設に加え、小学生の放課後等の居場所の機能を小学校内に移転等した後の児童館施設（「子ども・子育てプラザ」等に転用する施設を除く）も合わせて、乳幼児親子を含む子どもから高齢者まで、誰もが身近な地域で気軽に利用でき、世代を超えて交流・つながりが生まれる新たな地域コミュニティ施設である「コミュニティふらっと」へと再編整備することとしました。

令和3年（2021年）4月現在、既存のゆうゆう館や区民集会所、機能移転後の児童館施設を転用して整備した3か所のほか、老朽化した図書館の移転改築と合わせた複合化により整備した1か所を加え、計4か所で開設するなど、効率的に整備を進めてきました。

なお、「コミュニティふらっと」の基本的な考え方については、資料編に記載しています。

⇒※ 「コミュニティふらっと」の概要（基本的な考え方）については、資料編（154ページ）を参照

④ 地域区民センター等の長寿命化改修の実施

地域区民センターについては、築30年を経過し、設備等の老朽化が進んでいたことから、計画的に修繕を行うとともに、これに合わせて、より使いやすい施設とするため機能の見直しを図る、長寿命化改修の取組を進めてきました。今後は、杉並区一般施設長寿命化計画（令和3年（2021年）3月策定）の考え方にに基づき、築40年程度を目安に施設の長寿命化改修の取組を計画的に進めていきます。

第1期計画においては、西荻地域区民センター・勤労福祉会館の長寿命化改修を実施し、令和2年（2020年）11月にリニューアルオープンするとともに、令和3年度（2021年度）から4年度（2022年度）にかけて実施する高円寺地域区民センター・社会教育センター（セッション杉並）の長寿命化改修に向けて、設計を進めてきました。

⑤ 老朽化した図書館の複合化・多機能化を踏まえた改築や長寿命化改修の実施

図書館においては、永福図書館をコミュニティふらっと永福との複合施設として移転改築し、複合施設の特徴を生かしてコミュニティふらっとでも図書館の資料の閲覧を行えるようにするとともに、指定管理者による一体管理を導入し、施設の有効活用を効率的に実施しています。

また、中央図書館については、長寿命化改修を実施し、建物の保全と設備更新を行いました。改修により図書館機能を向上させるとともに、屋内にカフェを、屋外に本の広場を設置して図書館本体と一体的に運営を行うことで、来館者へのサービス向上を図りました。

⑥ 統合後の学校跡地の有効活用

旧若杉小学校については、本格活用までの間の暫定的な活用として、保育室、民間事業者による保育所、適応指導教室（さざんかステップアップ教室）、重症心身障害児通所施設「わかば」等を運営しています。

旧永福南小学校については、校庭部分などを活用して特別養護老人ホーム（重度身体障害者支援施設を併設、平成30年（2018年）3月開設）を整備したほか、既存の体育館及び校舎の一部を活用して、老朽化した永福体育館の移転先として改修しました（平成30年（2018年）9月開設）。さらに、校庭等の一部を活用して保育所を整備しています（平成31年（2019年）4月開設）。

旧新泉小学校については、校庭部分などを活用して特別養護老人ホーム（平成30年（2018年）9月開設）を整備するとともに、既存の校舎や校庭の一部と体育館については、地域のコミュニティや教育の向上を図る観点から、防災拠点としての機能を確保することなどを前提に、近隣の高等学校に貸し出しています。

旧杉並第四小学校については、既存校舎等を改修し、併設する高円寺北子供の3年保育への拡充を図るとともに、民間活力の導入による次世代型科学教育の新たな拠点及び集会機能を整備するため、基本計画の策定や設計を進めてきました。

旧杉並第八小学校については、体育館を除く既存校舎等は解体し、高円寺図書館、（仮称）コミュニティふらっと高円寺南、高円寺東保育園から成る複合施設のほか、用地南側にはオー

プンスペースを備えた公園を整備し、既存体育館については公園の一部として活用します。これらの施設等整備の方向性について、基本計画を策定するとともに、複合施設については設計を進めてきました。

旧若杉小学校、旧杉並第四小学校、旧杉並第八小学校の跡地活用については、本計画においても、引き続き有効活用策の検討やその具体化に向けた取組をそれぞれ進めていきます。

⑦ 区と国が連携した財産交換による施設再編整備の促進

国との連携においては、「あんさんぶる荻窪」と荻窪税務署等用地との財産交換により、区としては、税務署等の大規模用地を取得することで特別養護老人ホーム等の整備及び福祉・相談機能の拠点となる複合施設の整備を進めるとともに、国は老朽化した荻窪税務署の移転先を、駅に近い「あんさんぶる荻窪」を活用して確保する取組を進めました。

平成30年（2018年）3月には、特別養護老人ホーム等の整備に先立ち、「誰もが気軽に利用できる福祉と暮らしのサポート拠点」である「ウェルファーム杉並（複合施設棟）」を開設し、杉並福祉事務所、消費者センター、就労支援センター、生活自立支援窓口（くらしのサポートステーション）、社会福祉協議会、成年後見センターを「あんさんぶる荻窪」から移転するとともに、在宅医療・生活支援センター、子ども・子育てプラザ天沼、天沼区民集会所を新たに整備しています。また、令和3年（2021年）12月には、診療所や訪問看護ステーション、看護小規模多機能型居宅介護事業所など、区民の在宅療養生活を支援する施設を併設した特別養護老人ホームを開設しました。

一方、国においては「あんさんぶる荻窪」の建物を活用することで、これまでよりも駅に近い立地に荻窪税務署を移転し、改築に比べ少ない経費で老朽化対策を実施することができました。

これらの取組により、区と国の双方が課題の解決や区民サービスの向上を図ることができました。

(2) 取組を進めてきた中での新たな課題

第1期計画では、今後の厳しい財政状況等を踏まえて、利用率の低い施設の廃止や、改築に合わせた施設規模の適正化等により区立施設全体の規模を縮減することで、施設の維持管理経費や将来的な改築・改修経費の軽減を図ることとしていました。

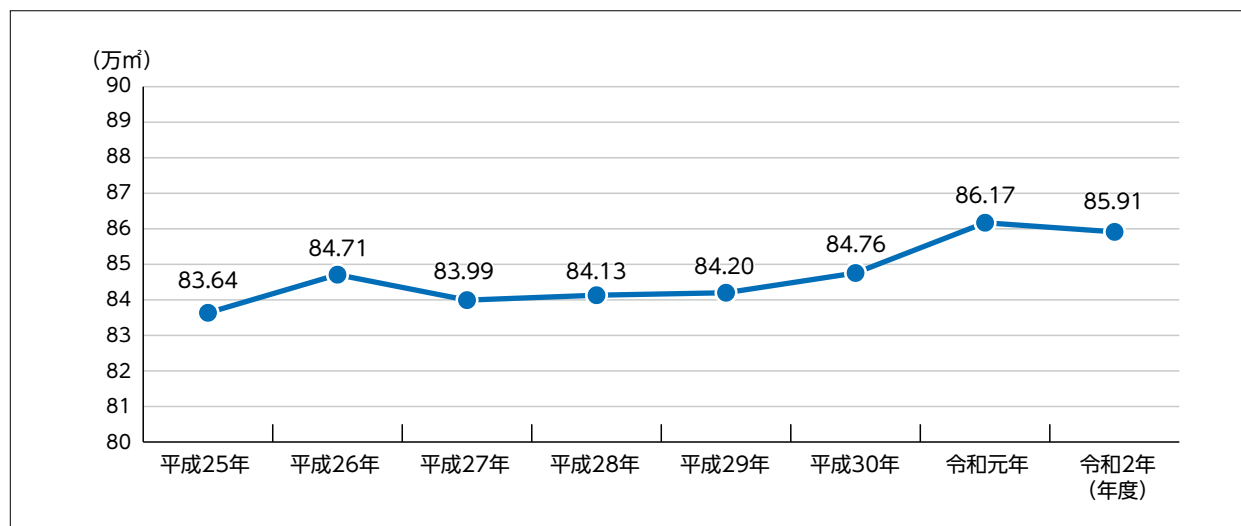
しかしながら、施設を廃止した場合においても、効率的な施設整備の観点から既存の建物や用地をその時々々の行政需要に応じて活用することも多くあることから、必ずしも施設の廃止が延床面積の削減につながってはいない状況です。また、学校や保育園等の改築においては、多様な学習環境への対応や保育環境の充実等を図るため、諸室の規模や必要な部屋が増加するなど、改築前と比較すると延床面積が増加する傾向があります。

学校においては、杉並区立学校施設整備計画（第2次改築計画）（令和3年（2021年）3月策定）における学校改築の際の標準規模について、小学校が7,200㎡（18学級、特別支援学級及び学童クラブを除く）、中学校が7,500㎡（12学級、特別支援学級を除く）となっていますが、今後改築が想定される築50年以上の学校の平均規模は、小学校が約5,616㎡、中学校が約6,536㎡となっているため、延床面積は改築に合わせて増加する見込みです。

加えて、区民サービス向上の観点から、都営住宅を区に移管したことで、区営住宅の延床面積が平成25年度（2013年度）末に比べて約9,000㎡増加するなど、結果として区が管理する建物が増加したケースもあります。

こうしたことなどから、区立施設全体の延床面積は増加傾向にあります。延床面積の増加が維持管理コスト等の増加につながることを踏まえると、行政需要への対応を図りながら、区立施設全体の規模を適正化していくことは、今後の再編整備における重要な課題といえます。

★図表 2-3 区立施設延床面積の推移



※出典：各年度決算書

第3章 区立施設の現状と課題

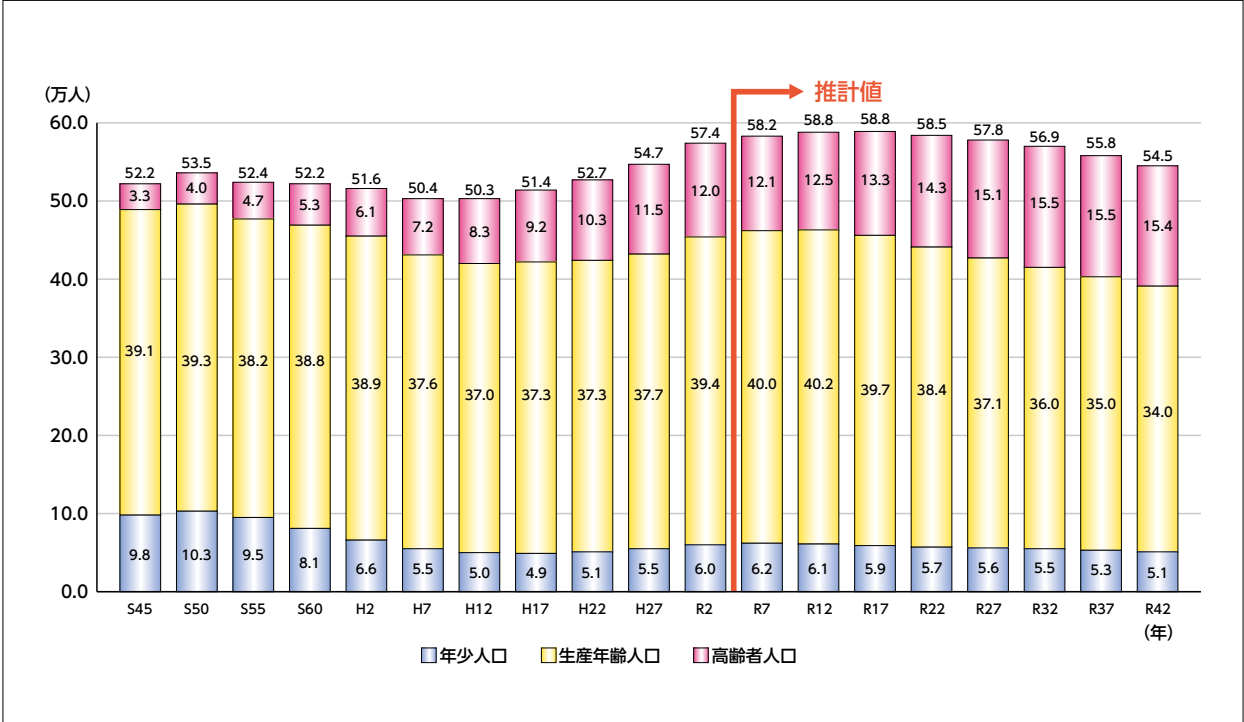
(1) 人口の推移及び今後の推計

区の人口は、戦後増加を続けてきましたが、昭和50年（1975年）をピークに減少に転じ、その後、平成9年（1997年）を底に再びゆるやかな増加に転じています。

区は、今年度、新たな総合計画等の策定に当たり、改めて将来人口の推計を実施しました。この推計においては、令和15年（2033年）頃（約58.9万人）まで増加し、その後、減少局面に入り、緩やかに人口は減少していく見込みとしています。

次の図表3-1は、昭和45年（1970年）から5年ごとの区の人口の推移と、令和7年（2025年）以降5年ごとの将来人口の推計を示したものです。65歳以上の高齢者人口、生産活動の中心となる人口層である15歳以上65歳未満の生産年齢人口、15歳未満の年少人口の3区分に分けて集計しています。

★図表3-1 年齢3区分別人口（推移及び将来推計）（S45（1970）～R42（2060））



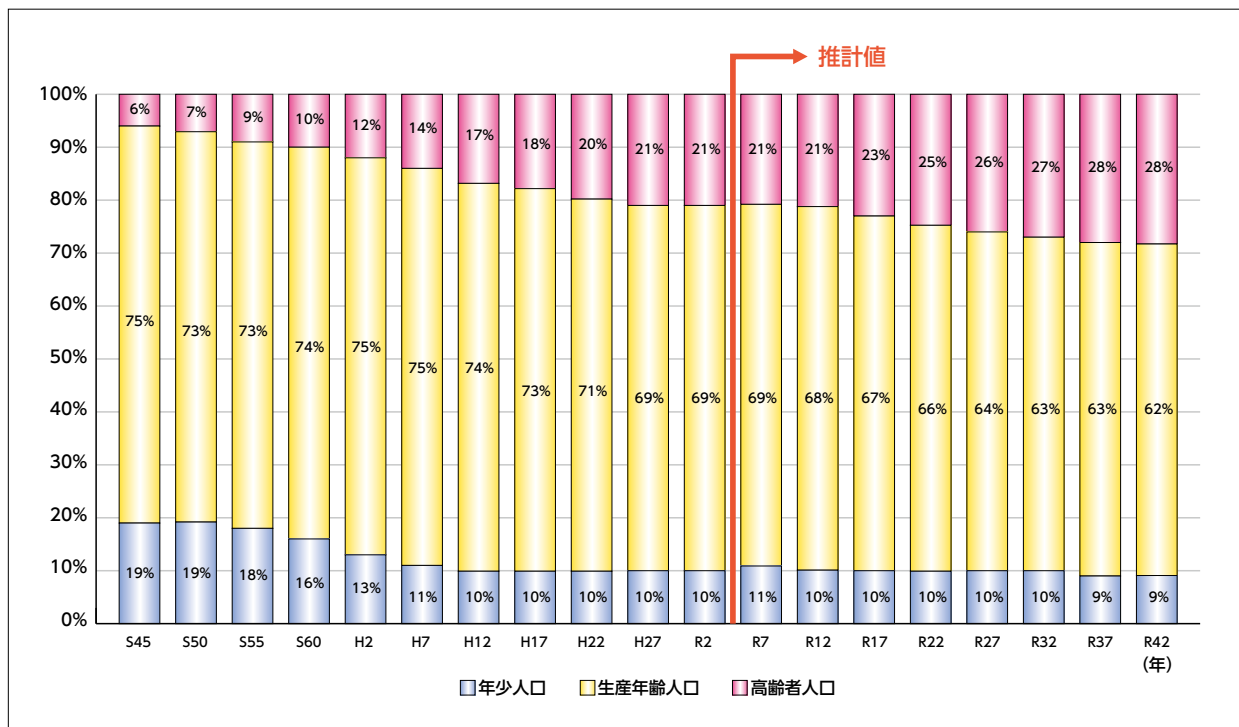
※出典：令和2年（2020年）以前については、杉並区区立施設長寿命化方針に記載のデータを、また、令和7年（2025年）以降については、令和3年度（2021年度）に区が実施した人口推計のデータをそれぞれ引用し作成。
 ※平成22年（2010年）以前のデータには、外国人を含まず。

令和2年（2020年）の状況と40年後である令和42年（2060年）の将来人口の推計とを年齢区分別に比較してみると、次のとおり整理できます。

人口区分	令和2年	令和42年	増 減
高齢者人口	約12.0万人	約15.4万人	約3.4万人増加 (約128.3%)
生産年齢人口	約39.4万人	約34.0万人	約5.4万人減少 (約86.3%)
年少人口	約6.0万人	約5.1万人	約0.9万人減少 (約85.0%)

また、前ページの図表3-1を、年齢3区分別人口における構成割合で示したものが、次の図表3-2になります。

★図表3-2 年齢3区分別人口の構成割合 (推移及び将来推計) (S45 (1970) ~ R42 (2060))



※出典等については、図表3-1と同様。

年齢3区分別人口の構成割合について、人口の推移と同様に令和2年（2020年）と令和42年（2060年）との状況を比較すると、次のとおりです。

人口区分	令和2年	令和42年	増 減
高齢者人口	約21%	約28%	約7ポイント増
生産年齢人口	約69%	約62%	約7ポイント減
年少人口	約10%	約9%	約1ポイント減

これらの情報から、およそ40年後の状況としては、まず高齢者人口が人数では令和2年（2020年）よりも3割程度増加し、構成割合においても全体の3割弱となることを見込まれていることがわかります。一方、生産年齢人口については、人数が1割強程度減少し、構成割合においても、高齢者人口の割合の増加に概ね反比例した形で減少していくことを見込まれています。また、年少人口の人数については、人数が1割強程度減少し、構成割合も1ポイント減となることを見込まれています。

こうしたことから、人口減少や、少子高齢化に伴う生産年齢人口の割合の減少などの人口構造の変化は、避けられないものと考えられます。

(2) 財政状況の推移

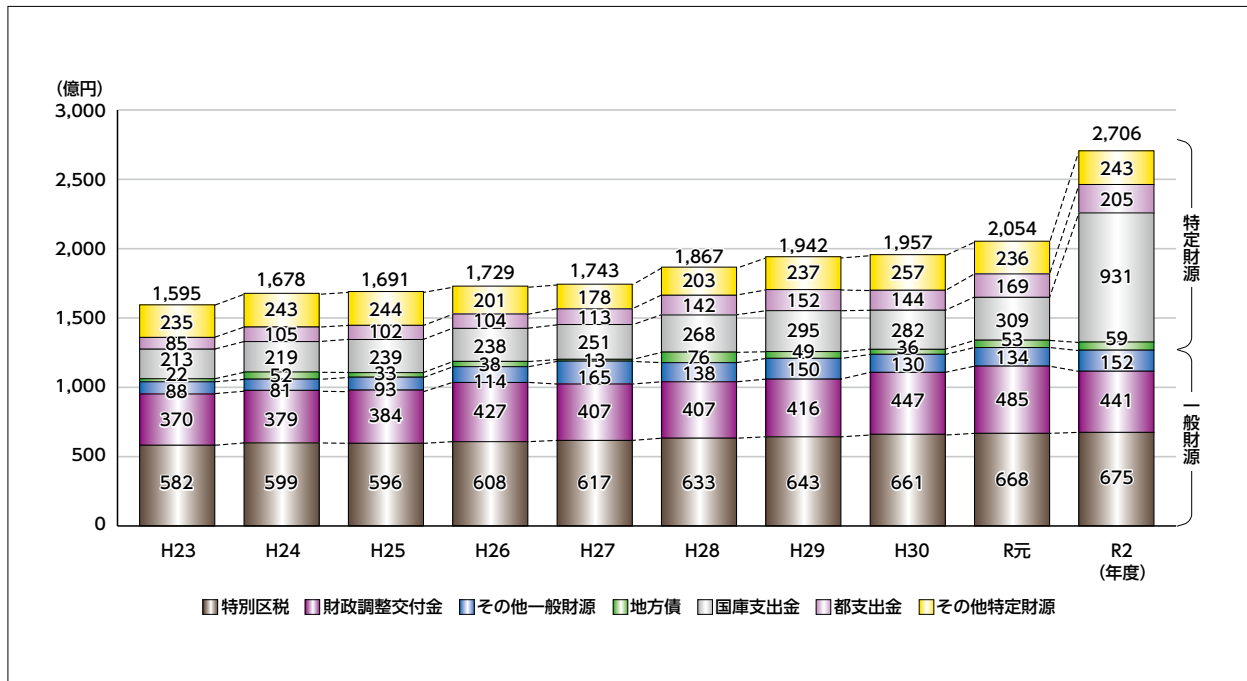
① 歳入の状況

区の歳入については、基本的に増加傾向にあります。その要因としては、景気の変動によるもののほか、この間の人口の増加により、基幹収入である特別区税や財政調整交付金が増となったことが挙げられます。しかしながら、令和2年度（2020年度）においては、特別区税、財政調整交付金、その他一般財源の3つを合わせた一般財源が、前年度の金額を下回っているなどの状況があります。

今後、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う影響により、特別区税や財政調整交付金の減少の可能性が考えられることや、長期的に見ると、今後の高齢化率の高まりとともに生産年齢人口が減少することを考えると、税収が伸び続けることは期待できません。

なお、令和2年度（2020年度）については、歳入決算額の合計額が2,700億円を超えるなど、これまでに例のない大きな規模となっていますが、主な要因としては、新型コロナウイルス感染症対策に係る国庫支出金の歳入です。

★図表3-3 普通会計 歳入決算額推移（H23（2011）～R2（2020））



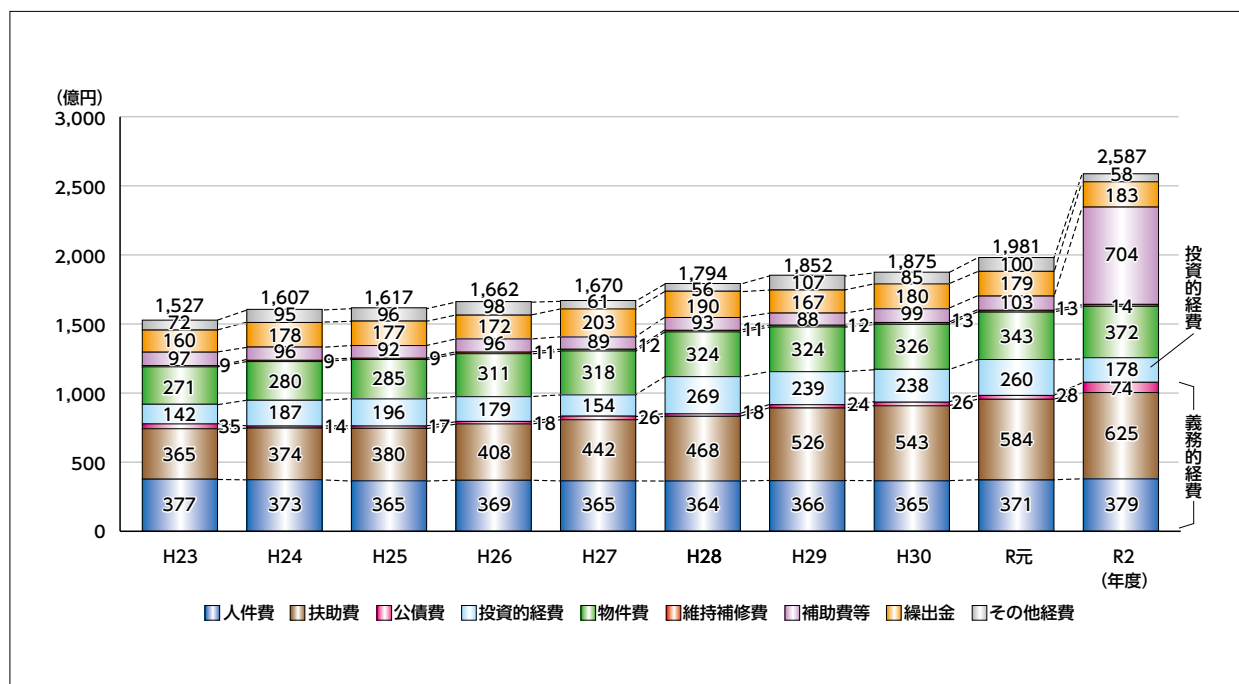
② 歳出の状況

区の歳出については、歳入と同様に増加傾向にあります。特に、社会保障関連経費である扶助費については、この10年間で、毎年増加し続けており、約365億円から約625億円へと約1.7倍もの金額になっています。一方、公共施設の建築や用地購入などの経費が含まれる投資的経費については、この10年間では約142億円から約269億円の幅で推移している状況です。

歳入においては、基幹収入である特別区税や財政調整交付金の減少の可能性が懸念される場所ですが、歳出においては、高齢化の一層の進展やコロナ禍における景気の動向等を踏まえると、扶助費などの義務的経費の支出が、今後も増加していくことが考えられます。このような状況において、施設の更新などに使うことができる予算は、今後、ますます厳しい状況になることが想定されます。

なお、令和2年度（2020年度）については、新型コロナウイルス感染症対策に係る補助金等の支出が大幅に増加していることから、歳出決算額が前年度の約1.3倍（約1,981億円から約2,587億円）に膨らむなど、歳出の規模が大きくなっています。

★図表3-4 普通会計 歳出決算額推移（H23（2011）～R2（2020））



(3) 区立施設の数及び保有量

① 区立施設の数

令和3年（2021年）4月1日現在における区立施設の数、620施設です。内訳は、次のとおりです。

★図表 3-5 区立施設の数

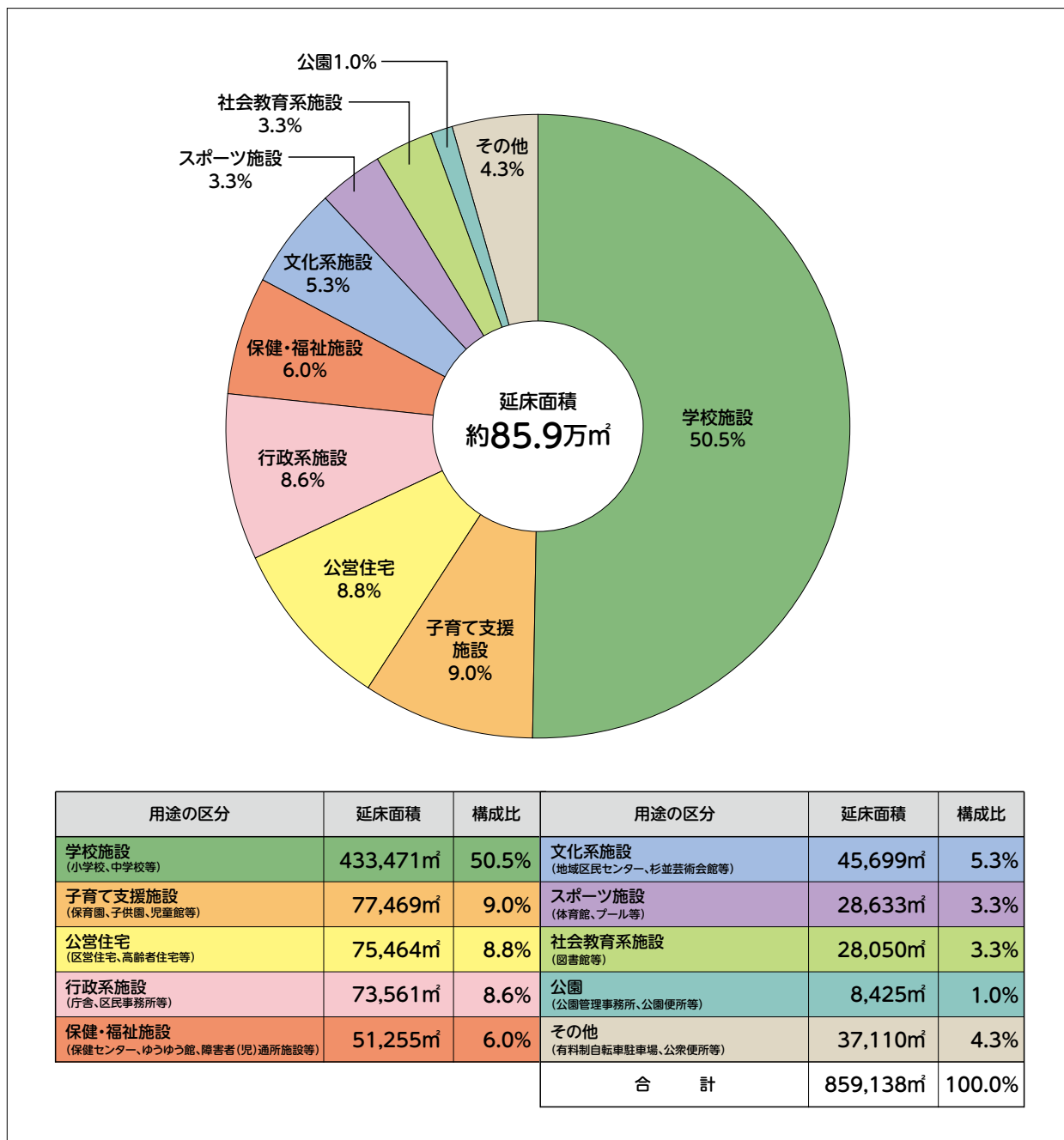
(1) 小学校、中学校、特別支援学校		(8) 図書館	
小学校	40	図書館	13
中学校	23	図書サービスコーナー等	5
特別支援学校	1	(9) 生涯学習施設	
適応指導教室	4	社会教育センター	1
(2) 児童館、学童クラブ、子ども・子育てプラザ		郷土博物館	2
児童青少年センター	1	その他生涯学習施設	2
児童館	29	(10) 体育施設	
学童クラブ（児童館等併設）	26	体育館	6
学童クラブ（小学校内・単独設置）	23	運動場	10
子ども・子育てプラザ	5	プール	5
(3) 保育園、子供園		(11) 障害者（児）施設	
保育園	37	障害者（児）通所施設等	5
子供園	6	障害者福祉会館等	4
その他保育施設（保育室等）	18	その他障害者施設	8
民営施設（区有施設活用）	20	(12) 公営住宅	
(4) 地域区民センター、区民集会所、コミュニティふらっと等		区営住宅（※）	33
地域区民センター	7	高齢者住宅（※）	14
区民集会所	11	不燃化促進住宅	2
区民会館	3	(13) 庁舎、その他施設	
コミュニティふらっと	4	庁舎系施設	52
区民事務所会議室	7	その他施設（災害備蓄倉庫、公衆便所、旧施設等）	70
(5) その他集会施設		(14) 有料制自転車駐車場、自転車集積所	
杉並会館	1	有料制自転車駐車場	44
勤労福祉会館	1	民営自転車駐車場（区有施設活用）	1
産業商工会館	1	自転車集積所	4
その他文化施設等（杉並公会堂、杉並芸術会館等）	3	(15) 公園	
(6) ゆうゆう館		公園管理事務所等	12
高齢者活動支援センター	1	(16) 民営化宿泊施設	
ゆうゆう館	29	民営化宿泊施設	3
(7) その他高齢者施設		合計：620 施設	
特別養護老人ホーム	1		
養護老人ホーム	2		
認知症高齢者グループホーム	2		
小規模多機能型居宅介護事業所	1		
その他高齢者施設（ケア24、ふれあいの家等）	17		

※区営住宅及び高齢者住宅は、1団地を1施設として計上。

② 施設用途ごとの延床面積

区が保有する建物の延床面積は、約85.9万㎡です。その内訳を見ていくと、最も規模が大きい用途は学校施設であり約43.3万㎡（約50.5%）と全体のおよそ半分を占めています。次いで、保育園や児童館などの子育て支援施設が約7.7万㎡（約9.0%）、公営住宅が約7.5万㎡（約8.8%）と続きます。

★図表 3-6 区立施設の延床面積の内訳



※出典：令和2年度（2020年度）固定資産台帳のデータを基に作成

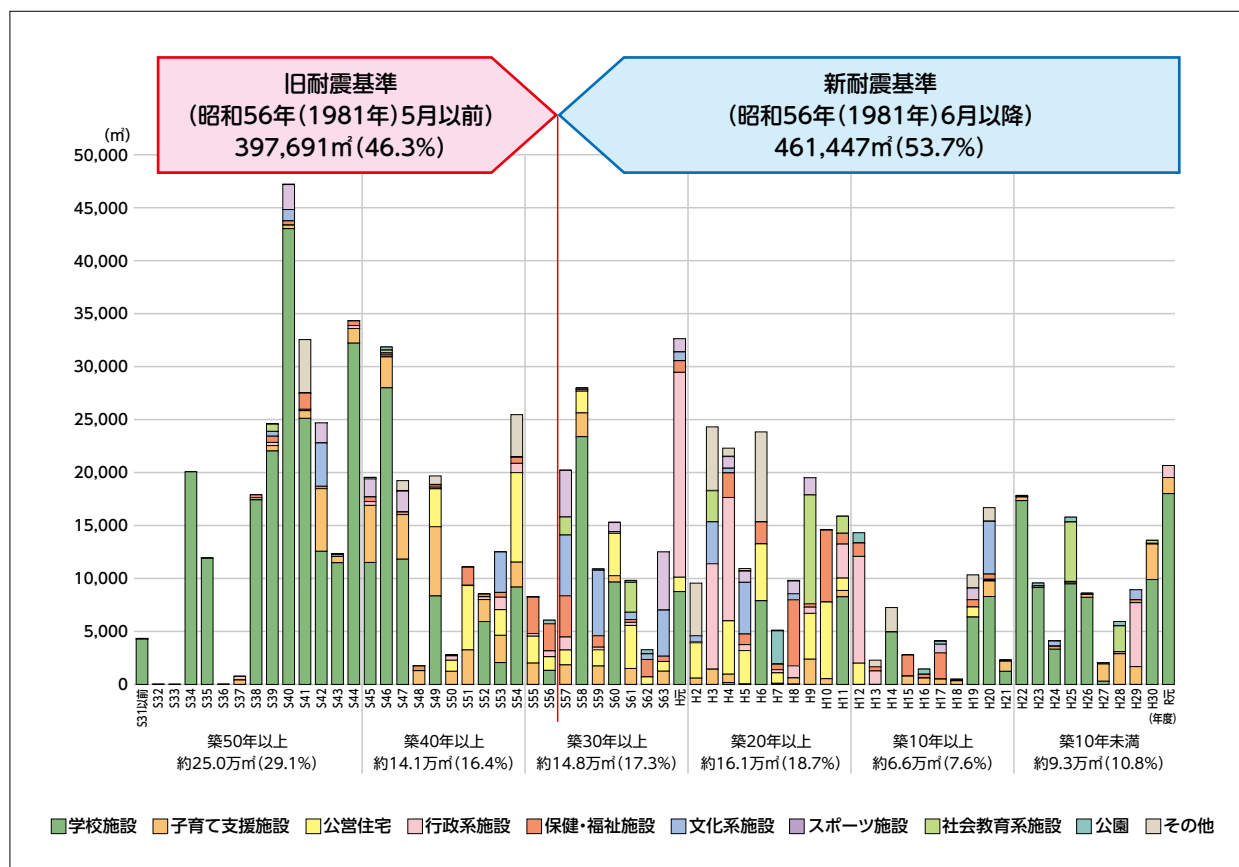
(4) 区立施設の建築年度別の整備状況

建築年度別に施設の延床面積を積算して施設の整備状況をみると、昭和30年代から昭和40年代にかけて建築した施設が多く、その中でも学校施設が多いことが次の図表3-7から読み取れます。また、前ページの表より、施設の用途では2番目に規模が大きい子育て支援施設については、昭和42年度（1967年度）以降、順次整備されてきたことがわかります。

令和2年度（2020年度）末時点で、築後50年以上が経過する施設の延床面積から見た割合は、全体の約29.1%となっており、改築等の検討が必要な時期に差し掛かっている施設の規模は、全体の3割に近い数字となっていることを示しています。

こうした築年数に応じた施設規模の分布を見ると、区立施設は、今後まさに改築時期のピークを迎えるものと言えます。

★図表3-7 築年別延床面積の積算（築年度で表しており、月日は考慮せず）



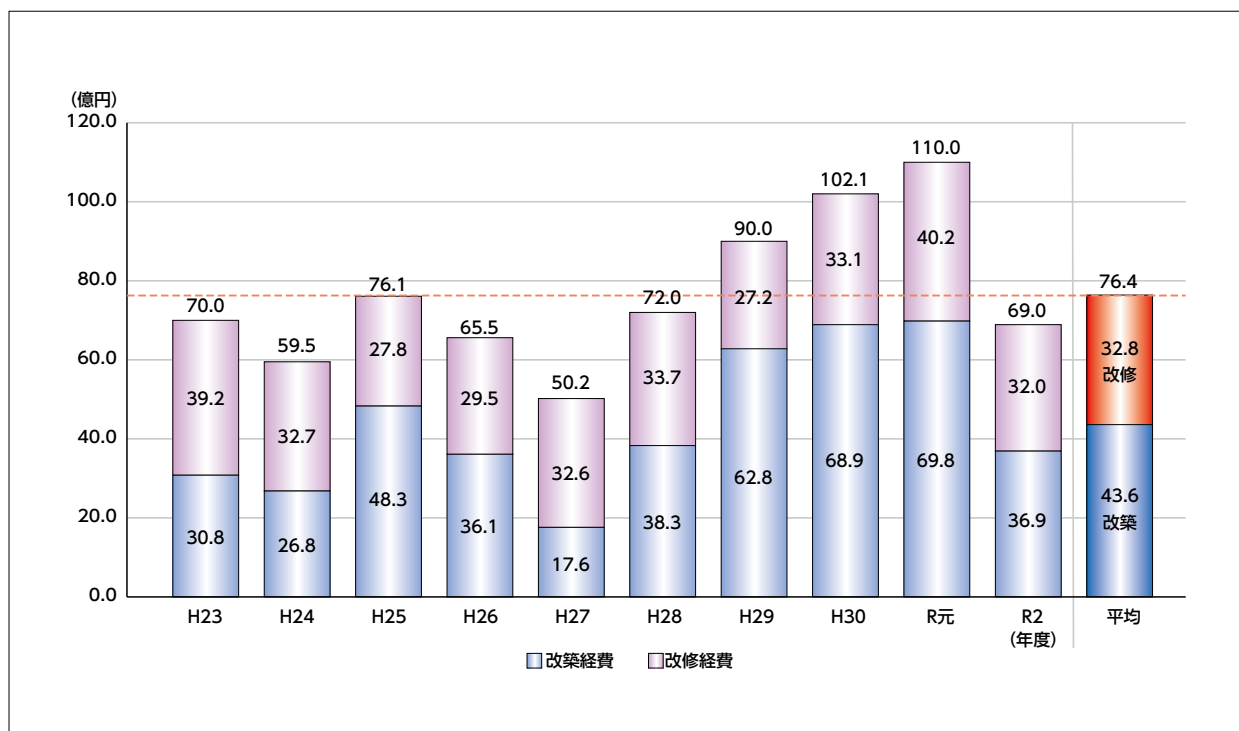
※出典：令和2年度（2020年度）固定資産台帳のデータを基に作成

(5) 直近10年間の改築・改修経費

平成23年度（2011年度）から令和2年度（2020年度）までの10年間で、区立施設の改築・改修にかかった経費は、合計で約764.3億円となっています。1年当たりの平均値は、改築経費が約43.6億円、改修経費が約32.8億円です。

平成27年度（2015年度）から令和元年度（2019年度）にかけて、改築・改修経費は年々増加し続けている状況でした。特に平成29年度（2017年度）から令和元年度（2019年度）の3年間については、複数の学校改築の取組を進めたほか、中央図書館等の大規模改修、永福三丁目複合施設の整備など、比較的大規模な工事が重なったことから、大きな伸びを示しています。令和2年度（2020年度）においては、学校の老朽改築に係る工事費が減少したことなどから、この10年間の平均値より少ない金額となっています。

★図表3-8 改築・改修経費の推移（H23（2011）～R2（2020））

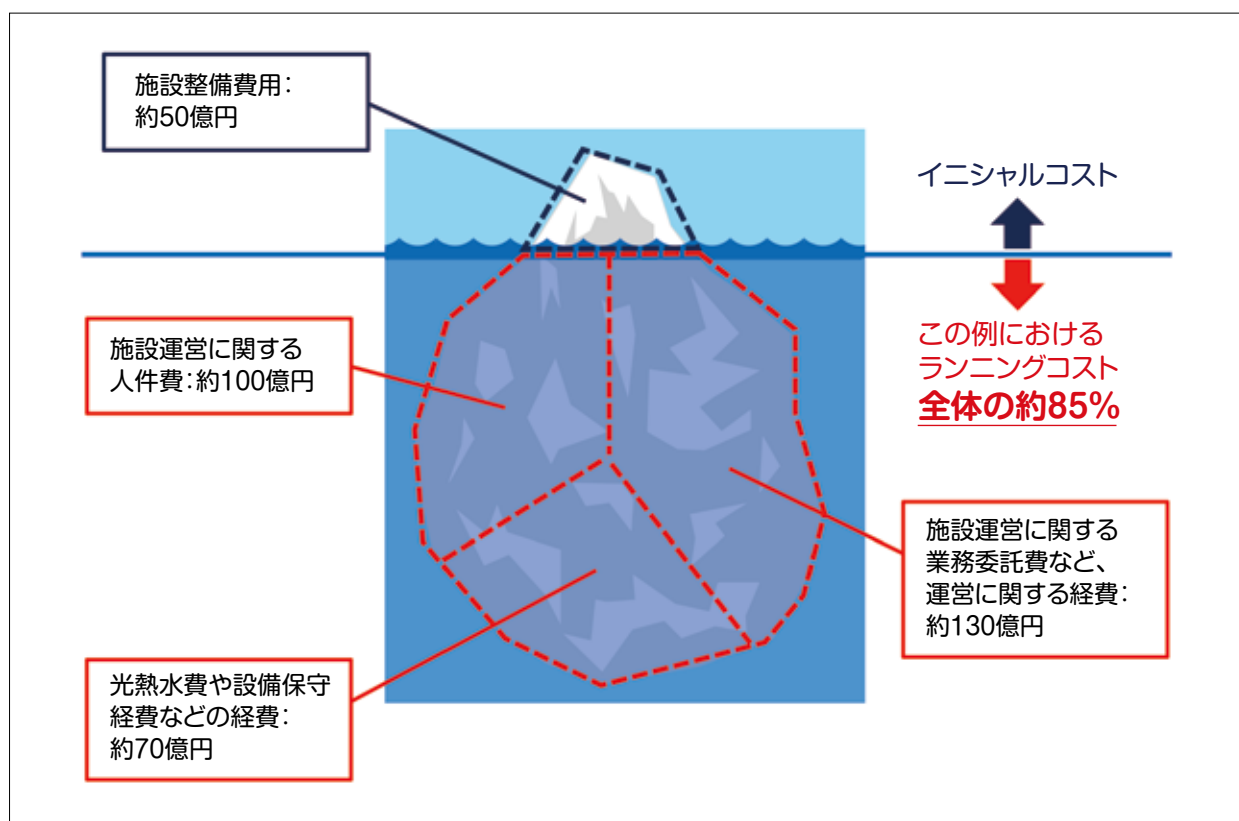


(6) 区立施設にかかるコストの状況

区立施設にかかるコストについては、改築経費など建物を整備する際にかかるイニシャルコストのほか、建物を運営・維持管理するために毎年必要になる人件費や光熱水費、保全経費に加え、設備更新などを含む修繕・改修経費などのランニングコストがかかります。前項で示した直近10年間の改築・改修経費の内、1年当たりの改築経費の平均値を見るとイニシャルコストは1年間で概ね50億円程度と捉えることができます。一方、人件費を始めとするランニングコストについては、毎年概ね300億円以上の経費がかかっているのが現状です。

下に示した図表3-9は、この2つを合わせたトータルコストのイメージを示したものです。施設の老朽化対策について考える際、施設の更新時にかかる改築経費に着目することが多いものですが、実際にはランニングコストの規模の方がはるかに大きいことがわかります。

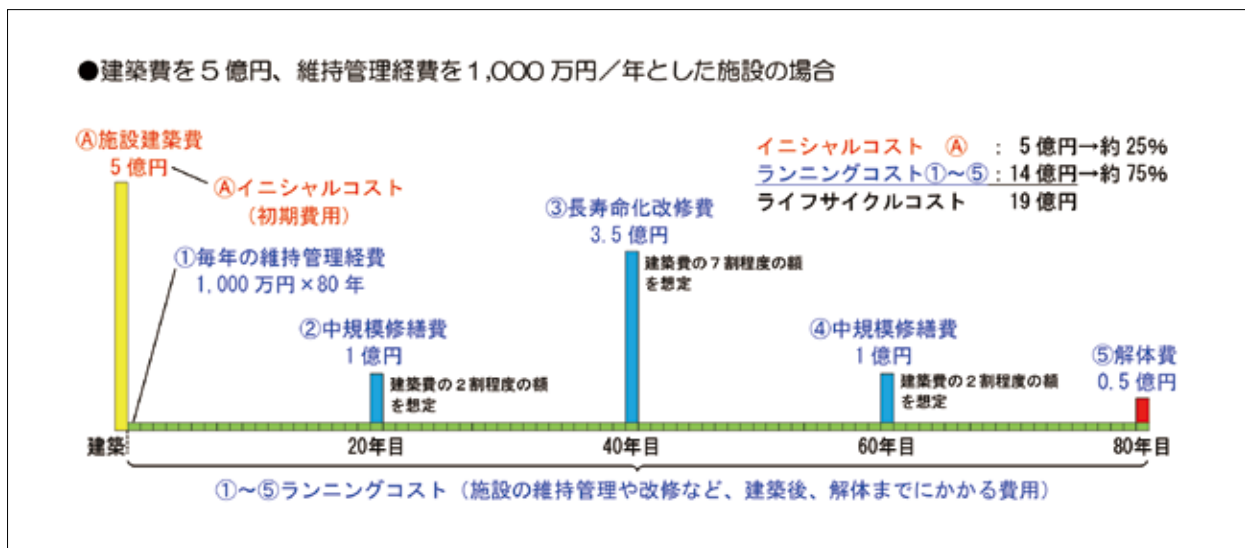
★図表3-9 区立施設にかかるトータルコストの構造イメージ



また、一つ一つの施設で見えていくと、ランニングコストの多くは、イニシャルコストと異なり、毎年かかり続ける費用です。そのため、改築等を含め、新たに施設を整備することは、未来の世代が背負う負担を現在において決めるということにつながります。

施設の整備から解体までにかかるイニシャルコストとランニングコストを合わせたライフサイクルコストを考えると、施設が存続する限りかかり続けるランニングコストは、区の財政にとって大きな負担となります。こうしたことから、効率的な施設整備や維持管理等の検討に当たっては、イニシャルコストだけではなく、ランニングコストも含めたコスト全体の状況を十分に精査の上、取組を進める必要があります。

★図表3-10 施設を長寿命化して80年まで使う場合のライフサイクルコストのイメージ



(7) 今後の改築・改修等経費試算

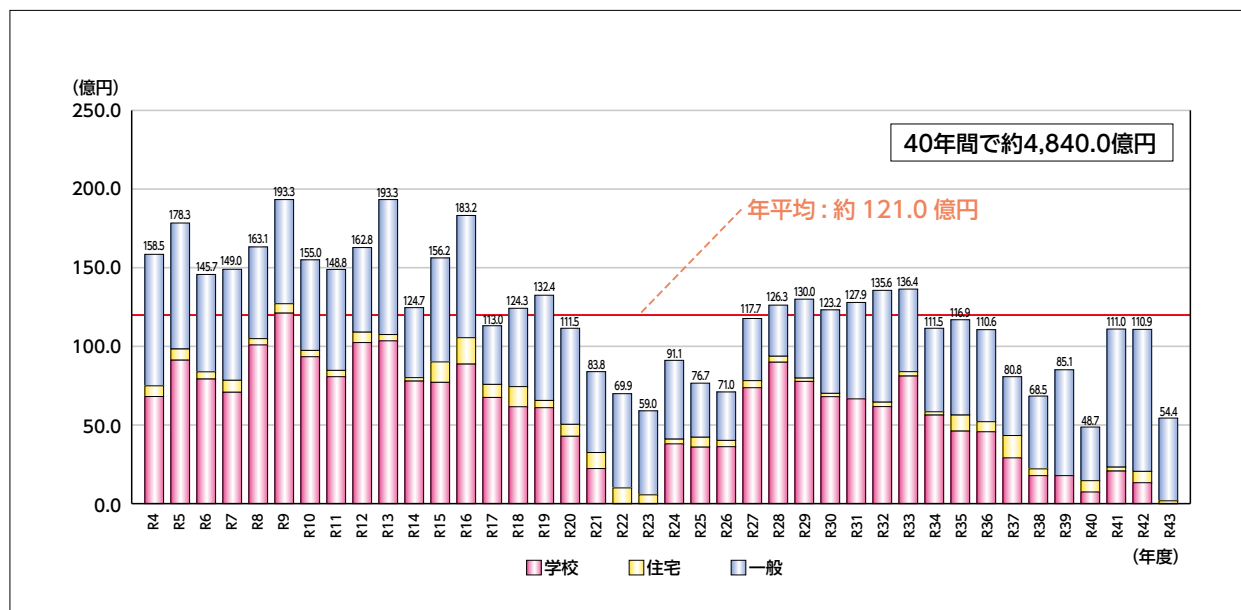
令和4年度（2022年度）以降の40年間でかかる区立施設の改築・改修等経費を試算しました。本章の「(4) 区立施設の建築年度別の整備状況」からも読み取ることができますが、学校施設については、建築年度から60年など改築時期を一律に定めた場合には、この10年程度の期間に改築時期が集中することになります。厳しい財政状況等を踏まえると、1つの年度で対応することができる改築等の取組には限りがあります。

そこで、本試算においては、施設の長寿命化に向けた対応なども含め、杉並区立学校施設整備計画（第2次改築計画）を踏まえて、学校施設については、現在の延床面積が標準規模（小学校7,200㎡、中学校7,500㎡）を下回る場合には標準規模で改築することと仮定したほか、概ね年2校ずつ改築をするなど取組時期を平準化し、計画的に進めた場合の状況を集計しました。また、その他の施設においても、廃止等により改築が不要となる施設を集計から除外するなど、第1次実施プランの取組の一部を反映させています。

その結果、今後40年間の改築・改修等の経費は、約4,840.0億円、年平均約121.0億円となりました。

財政負担の平準化の観点から見た場合、「(4) 区立施設の建築年度別の整備状況」のグラフ（16ページ、図表3-7参照）の波と比較すると、施設の更新時期のピークを迎えるこれからの10年程度の波が、緩やかになっていることがわかります。しかしながら、令和5年度（2023年度）から13年度（2031年度）にかけて、200億円に迫るような年度が散見されるため、個別の建物の状態等を見極めた上で、改築・改修等の実施時期を前後させるなど、財政負担のさらなる平準化を図るとともに、再編整備の取組を推進し、財政負担の軽減を図る必要があります。

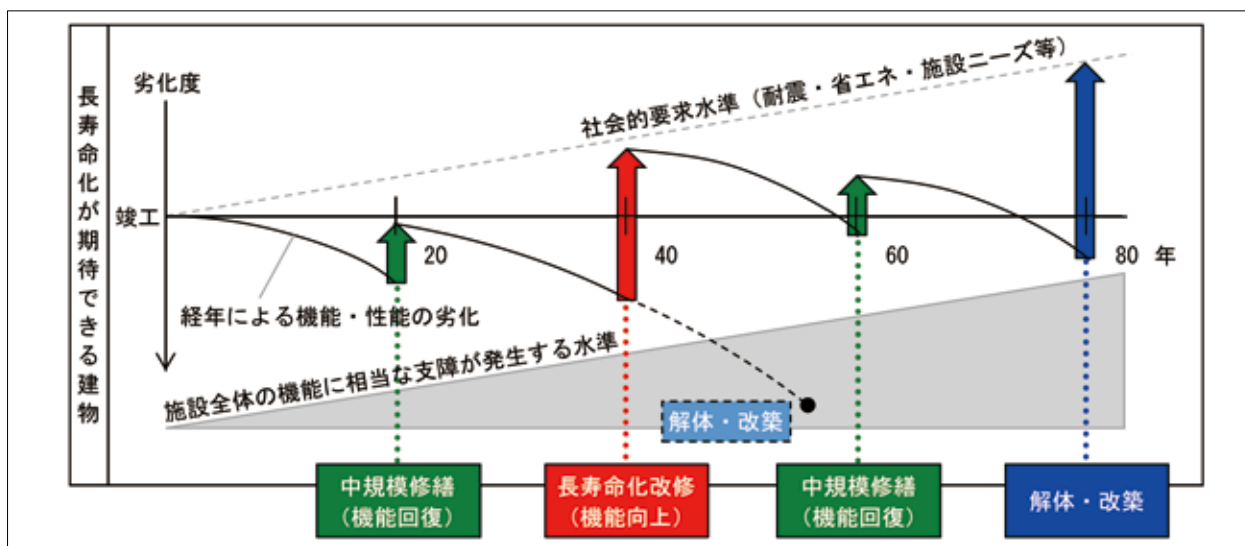
★図表 3-11 今後 40 年間の改築・改修等経費試算



<試算条件>

改 築	<ul style="list-style-type: none"> ○次の施設については、築80年で改築すると仮定した。 <ul style="list-style-type: none"> ・学校及び公営住宅の内、長寿命化が期待できる建物 ・前記以外の建物で、延床面積が1,000㎡以上の建物であり、かつ長期間の休館等の対応が可能な施設 ○上記以外の建物については、築60年で改築すると仮定した。なお、改築後、施設の規模や使用用途に応じて、長寿命化が期待できる建物については、それ以降の試算を築80年のサイクルに合わせた。 ○該当の築年数を経過している建物は、直近の10年間のどこかで改築を行うと改定し、10年間で均等に経費を配分した。 ○学校施設においては、現在の施設の延床面積が「学校施設整備計画」で定めた標準規模を下回る場合には、標準規模で改築するものと仮定した。
中規模修繕	<ul style="list-style-type: none"> ○築後、20年ごとに実施することとし、該当の築年数を経過している建物は、直近の10年間で均等に修繕を行うと仮定した。
長寿命化改修	<ul style="list-style-type: none"> ○築40年目で実施することとし、該当の築年数を経過している建物は、直近の10年間で均等に改修等を行うと仮定した。
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ○原則として、建築年度を基準として集計した。ただし、次の場合については、改築・改修等の実施時期を調整している。 <ul style="list-style-type: none"> ・第1期計画において、長寿命化改修を実施した施設については、長寿命化改修実施時期を基準として、それ以降の取組を集計 ・学校については、第1次実施プランで定めた改築・改修等の時期を反映させるとともに、それ以降の取組については、年2校ずつ改築するものとして、改築・改修等の実施時期を調整 ○第1次実施プランで、廃止等、改築を要しないこととした施設は、試算から除外した。

★図表 3-12 長寿命化に向けた改築・改修等のイメージ



長寿命化の対象	築20年目	築40年目	築60年目	築80年目
対象施設	中規模修繕	長寿命化改修	中規模修繕	改築
対象外施設	中規模修繕	中規模修繕	築50～60年程度を目安に改築	—

(8) 有形固定資産減価償却率の推移

長期にわたって使用する建物等は、年数の経過とともに価値が減少していくものと考えられます。減価償却とは、会計上の資産である建物等の取得に要した支出を、取得した段階で全額を経費（費用）として計上するのではなく、その資産が使用できる期間にわたって、価値の減少として分割して費用計上する会計処理をいいます。毎年の価値の減少分が減価償却費であり、その累計額が減価償却累計額です。

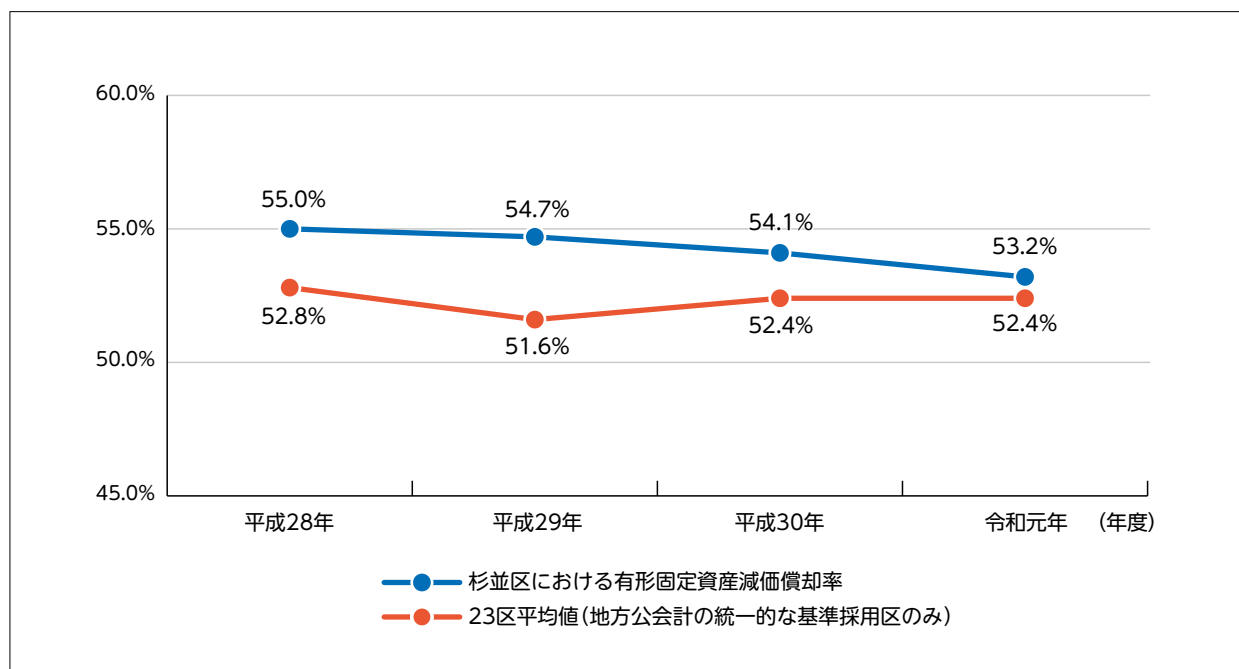
有形固定資産減価償却率は、建物等の取得価額等に対する減価償却累計額の割合のことです。これにより、資産の減価償却がどの程度進んでいるかを指標化し、その資産の経年の程度を把握することができます。

$$\text{有形固定資産減価償却率} = \frac{\text{有形固定資産の減価償却累計額}}{\text{償却対象有形固定資産の取得価額合計}}$$

取得価額等に対する減価償却累計額の比率が100%に近いほど、資産を取得してからの経過年数が長くなるので、古くなった建物が多くなっていることがうかがえます。

杉並区の有形固定資産減価償却率（事業用資産）は、53.2%と他区と比較するとやや高めの値になっていますが、施設の更新を着実に進めており、減少傾向にあります。

★図表 3-13 有形固定資産減価償却率の推移



(9) 区立施設の課題

第3章では、ここまで区立施設を取り巻く状況を様々な資料から確認してきました。ここでは、これらを振り返りつつ、区立施設を適切に維持管理・更新等していくに当たっての課題について整理します。

まず、今後の人口の推計からは、区においても将来的な人口減少や人口構造の変化が避けられない状況にあることが確認できます。こうした人口の変化については、財政面に影響が生じることが考えられます。例えば、人口減少等による生産年齢人口の減少は、特別区税などの税収の減少につながると考えられるほか、高齢者人口の人数・割合の増加は、歳出における扶助費の額や割合の増加につながることが考えられます。加えて、コロナ禍の影響による歳入減の可能性なども含めると、今後、区立施設へ充てることのできる予算については、現在よりも厳しい状況になることが想定されます。

次に、区立施設の建築年度別の整備状況からは、すでに築50年以上を迎え、改築等の検討をする必要がある施設が、延床面積を基準に捉えた場合、区立施設全体の29.1% (25.0万㎡) を占めるなど、学校を中心に数多く存在しています。施設の改築等には多大な費用がかかります。1か年における財政負担には限界があるため、改築時期の平準化に向けた取組を計画的かつ継続的に進めていく必要があります。

さらに、区立施設にかかるコストの状況からは、ランニングコストが大きな財政負担となることがわかります。「第2章 これまでの取組の成果と課題」で、取組を進めてきた中での課題として触れましたが、学校や保育園等の改築においては、これまでよりも延床面積の規模が大きくなる傾向があります。こうした状況が続くと、自ずとランニングコストも増加することになることから、教育環境等を確保しながら延床面積の増加を抑制する取組が必要となります。

一方、例えばこの間の保育需要の増加などからも見て取れますが、施設に対するニーズは、時代とともに変化していきます。その時代に必要な施設ニーズに対しては、量・質を踏まえて的確に対応していく必要があります。そうした中で、民間事業者の力を活用しながら、可能な限り区の支出を抑えて施設ニーズへの対応を図ってきました。

今後の厳しい財政状況を踏まえると、安全・安心で良好な施設サービスを提供し続けるためには、より一層のコストの削減が必要です。そのためには、引き続き、施設再編整備の取組による施設の老朽化等への対策を進めることに加え、施設の適切な保全や財源確保の取組、施設を経営資源として捉えた有効活用の取組などを進める必要があります。こうした多岐にわたる取組をより効果的に進めるため、「施設マネジメント」の観点から、組織横断的に区が一体となった、総合的な対応が求められています。

第4章 基本方針

(1) 基本方針の前提となる考え方

① 第1期計画の基本方針等の継承

第1期計画では、下図に示す9つの基本方針の下、区立施設の老朽化対策と合わせて、新たな行政ニーズへの対応や、施設の有効活用などの取組を進めてきました。第2章で示したこれまでの取組の成果を踏まえると、新たな行政需要に応じた施設の再編整備の推進や、施設整備・運営の効率化の観点も、今後の取組においても必要です。また、第3章で示した区立施設を取り巻く現状を踏まえると、施設の老朽化対策を一層推進するとともに、施設規模の適正化によるイニシャルコスト・ランニングコストの縮減など、財政負担の軽減に向けた取組が引き続き必要となります。

そこで、第2期計画においては第1期計画で掲げた9つの基本方針のほか、この間、取り組んできた施設の長寿命化や民間活力の導入の考え方を継承することを基本とし、施設再編整備の取組を継続的に推進していきます。

★図表4-1 第1期計画における9つの基本方針

①施設設置基準の見直し 7地域の継承と46地区の基準の転換	②複合化・多機能化等による効率化の推進	③学校施設と学校跡地の有効活用
④児童館の再編と子育て支援事業の新たな展開	⑤ゆうゆう館の再編	⑥地域コミュニティ施設の再編
⑦誰もが利用しやすい施設整備の推進	⑧緊急性の高い施設の優先整備	⑨国や東京都、他自治体等との連携

⇒第1期計画の9つの基本方針の内容については、資料編(150ページ)を参照

② 施設マネジメントの推進の必要性

区立施設の適切な管理を推進するためには、施設の再編整備の取組だけではなく、日常からの適切な保全の実施や、改築・改修等に向けた予算の確保、ライフサイクルコストの削減に向けた施設維持管理の適正化など、多角的な取組が必要です。また、区立施設を経営資源として捉えた歳入確保策の検討など、新たな取組を進める観点から、全ての区立施設を総合的にマネジメントする必要があります。

(2) 第2期計画の基本方針（7つの基本方針）

第2期計画では、第3章で示した区立施設の現状や、前ページにおける基本方針の前提となる考え方を踏まえて、安全・安心な施設サービスの提供、新たな行政ニーズへの対応、持続可能な行財政運営の実現を図るため、以下のとおり、7つの基本方針を定めることとします。

これらの基本方針に則って、施設再編整備の取組を進めることにより、次世代に大きな負担を押し付けることなく、今後も必要な施設を将来の世代に適切に引き継いでいきます。

★図表4-2 第1期計画の基本方針を継承した第2期計画の7つの基本方針

～第1期計画の9つの基本方針～

(24ページ、図表4-1を参照)

施設設置基準の考え方や、施設の有効活用など、第1期計画の基本方針を継承しつつ、第2期計画の基本方針を定める。

～第2期計画の7つの基本方針～

- ① 施設マネジメントの推進
- ② 施設の総量・トータルコストの適正化
- ③ 複合化・多機能化の推進
- ④ 施設の長寿命化の推進
- ⑤ 公民連携による民間活力の活用推進
- ⑥ 他の公共機関等との連携
- ⑦ 財産の有効活用

方針① 施設マネジメントの推進

- 区立施設の再編整備については、施設の老朽化対策を進める必要性から、財政状況を踏まえつつ将来を見据えて、複合化・多機能化や施設ニーズの変化等に伴う新たな施設への転用・機能継承などを推進し、主に施設の改築等において効率的・効果的な取組となるよう進めてきました。
- しかし、区立施設の更新時期のピークを迎える中、今後の財政状況等を考えると、施設再編整備の推進に当たっては、新たに整備する施設を含め全ての区立施設を対象として、自治体経営の視点から、長期的な展望に立ち、効率的な施設整備はもとより、維持管理経費などのランニングコストの一層の削減や、区立施設を経営資源として捉えた有効活用策など、多岐にわたる取組を総合的に進めていく必要があります。
- 例えば、施設の長寿命化等に向けた適切な維持管理や定期的な保全、施設の改築・改修に向けた計画的な財源の確保、委託化・指定管理化などを含めた管理運営の効率化等の取組も必要となります。また、歳入確保の観点から、余剰スペースを民間事業者に貸し出し賃料収入を得るなど、新たな取組を進めることも考えられます。
- 第2期計画については、このような幅広い視点をもって、これまで以上に効率的・効果的に取組を推進していくため、自治体経営の視点から区の施設を経営資源と捉え、区立施設の更新、再編、長寿命化、利活用等を総合的かつ計画的に行っていく施設マネジメントを推進していきます。

方針② 施設の総量・トータルコストの適正化

- 老朽化している区立施設については、施設の安全性や快適性を確保するため、適切な時期に改築又は長寿命化するなど施設ニーズに応じて適切に対応をしていきます。また、新たな行政需要に向けて整備が必要な施設については、しっかりと対応していきます。
- 一方、厳しい財政状況や将来的な人口減少等を踏まえると、改築等を含む施設の整備に当たっては、スリム化を図るなど真に必要な規模に抑えていく必要があります。こうした規模の適正化は、施設整備にかかるイニシャルコストを抑えるだけでなく、将来にわたってかかるランニングコストが抑制されることから、トータルコストの適正化につながります。
- そこで、改築を検討するに当たっては、対象となる施設の持つ機能の必要性や将来的なサービス需要に加え、民間サービスの活用余地などについて十分に精査し、改築の適否について判断します。そして、改築をする場合には、施設の用途に応じた適正規模を精査した上で、可能な限り、延床面積を少なくするような施設整備とすることや、複合化・多機能化を推進し、効率的な施設整備を促進します。
- また、第3章「区立施設の現状と課題」で示したとおり、施設にかかるライフサイクルコストの大部分はランニングコストであるため、これを縮減する必要があります。改築等、施設整備の際の取組による施設規模の総量の適正化のほか、効率的な維持管理体制の構築など施設維持管理方法の見直しや、ランニングコストの縮減につながる環境性能が高い設備等の導入等を促進し、トータルコストの適正化を図ります。

方針③ 複合化・多機能化の推進

- 施設の改築・改修等の際は、複合化・多機能化を促進します。この取組により、受付窓口や通路部分などの共用化や、組み合わせる施設相互の機能の補完や相乗効果を生み出し、施設整備の効率化や施設サービスの向上を図ります。
- 特に、区立施設の延床面積の約半分を占める学校施設においては、改築等の検討を進めるに当たり、子どもたちに望ましい教育環境を確保した上で、効率的な施設整備の観点から、周辺施設等との複合化を基本としていくなど、教育環境との相乗効果を創出しながら、地域コミュニティの核となる開かれた施設づくりを目指します。また、地域住民の生涯学習やスポーツ活動の場として活用するなど、運営においても学校施設の利活用を促進し多機能化するなど、施設の有効活用を図ります。

方針④ 施設の長寿命化の推進

- 第3章で示したとおり、第2期計画の計画期間である令和4年度（2022年度）から12年度（2030年度）においては、昭和30～40年代に建築された学校施設等を筆頭に、次々と区立施設の更新時期を迎えることとなります。
- こうした区立施設の老朽化対策を進めるに当たり、老朽化した施設の更新との両輪として施設の長寿命化を推進することで、施設の有効活用や財政負担の軽減・平準化を図り、着実に区立施設の老朽化対策を進めていきます。
- 「杉並区立施設長寿命化方針」で定めた施設長寿命化の方針に則り、長期間の休館が可能であるなど長寿命化改修工事の対応が可能な施設で、施設規模等を踏まえて費用対効果が見込める施設については、構造躯体が健全であることを踏まえて区立施設の長寿命化を推進します。
- 長寿命化の対象とする施設については、築40年目を目安に長寿命化改修を実施することで、施設の開設当時から変化したニーズに応えつつ、築80年程度を目標に施設を使用します。

方針⑤ 公民連携による民間活力の活用推進

- 施設の更新や維持管理には、多額の経費が必要になります。そのため、経費の抑制、歳入確保の観点から、民間事業者の資金や経営ノウハウ等を積極的に活用し、施設運営の効率化を図ることが必要になります。
- 効率的な施設整備や維持管理の手法、施設廃止後の跡地活用や余剰スペースの有効活用などの検討に当たっては、民間事業者のアイデアを生かした区民サービス向上の観点から、サウンディング型市場調査（※1）の実施や、施設の整備・維持管理や運営にPPP / PFI手法（※2）の導入を検討するなど、多角的な視点から民間活力の活用を促進します。
- こうした取組を進めるに当たり、区と民間事業者等とが継続的に対話等を行う場を創出するなど、より効果的に公民連携を進めるため、施設の有効活用等に関する「公民連携プラットフォーム」の構築に向けて、検討を進めます。
- また、施設サービスの提供は、必ずしも区が施設を保有しなければ実現できないということではありません。例えば、他自治体においては、学校におけるプールの授業を民間のスポーツ施設で実施している例などがあります。「施設」から「サービス」への発想の転換を行い、民間事業者が提供するサービスの活用を図るため、民間事業者と連携し、行政・民間の垣根を超えた施設サービスの提供に向けた検討を進めます。

※1 サウンディング型市場調査とは

公有地の活用や民間サービスの導入などの取組における内容・公募条件等を決定する前段階で、当該案件の活用の可能性を最大限に高めるため、公募により民間事業者の意向調査や民間事業者との直接対話を行い、取組の内容・公募条件等に関する整理を行うものです。

これにより、区にとっては事業検討に向けて市場性の有無やアイデアを把握するほか、検討段階における公平性・透明性を確保できるなどのメリットがあります。また民間事業者にとっても自らのノウハウと創意工夫を取組に反映し、参入しやすい環境とすることができます。

※2 PPP / PFI手法とは

PPPとは、国や地方自治体が民間事業者と連携して公共サービスを提供する一連の手法のことで、パブリック・プライベート・パートナーシップのアルファベットの頭文字を取ったもの。PFIとは、PPPの手法の一つで、公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間事業者の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共施設の整備・サービスの提供を図る手法（プライベート・ファイナンス・イニシアチブ）。なお、指定管理者制度などもPPPの手法の一つに数えられます。

方針⑥ 他の公共機関等との連携

- 新たな施設の整備や既存施設の更新に際しては、国・東京都との連携による国公有地の活用を検討します。活用に当たっては、定期借地などを視野に、財政負担の軽減を図ります。
- また、区内にある国や東京都などが管理する公共公益施設についても区立施設と同様に老朽化が進んでいます。区立施設の再編整備に当たっては、各公共公益施設の効率的な建て替えを推進するため、区民の利便性向上やまちの活性化等の観点から、関係機関等と連携し、情報共有を図りながら、取組を進めます。

方針⑦ 財産の有効活用

- 未利用の施設やスペースがある場合、施設の有効活用や収益確保の観点から、区立施設を経営資源として捉え、民間事業者に貸し出して歳入を得るなどの取組を推進するほか、状況に応じて売却なども視野に検討します。
- また、統廃合や移転改築などにより跡地となった建物については、周辺施設の改築の際の仮設施設とするなど有効に活用していくほか、建物の構造躯体や設備の状況、周辺施設の状況等を踏まえて、その時々々の行政需要に応じて他用途へ転用するなど、有効に活用していきます。

第5章 将来像

区立施設に関する現在の状況

老朽化した建物が数多くあり、次々と更新時期を迎えます。

勉強できる場所があるといいな

時代の変化に合わせてライフスタイルが変わり、施設に対するニーズも変わっています。

少子高齢化の進展による社会保障費の増加などにより、施設に使える予算には限りがあるため、全ての施設をそのまま維持することは困難です。

社会保障費の増加

これらの解決に向けて、例えば次のような施設再編整備の取組を進めていきます

複合化・多機能化	施設の長寿命化	民間活力の導入
<p>複合化・多機能化により施設整備の効率化を図るとともに、施設の融合による新たなサービスを提供します。</p>	<p>構造躯体が健全な建物は、より長く使うことで、改築時期を分散し、財政負担を平準化します。</p>	<p>民間事業者のアイデアを活かして、より良いサービスの提供をするとともに、区の歳出を削減します。</p>

施設再編整備の取組を進めることによる将来像

- 老朽化した施設については、施設ニーズを踏まえて、改築又は長寿命化するなど計画的に対応していきます
- 将来にわたって必要な施設サービスが持続できるよう、施設にかかるトータルコストを適正化していきます
- 改築等に当たっては、変化するニーズを的確にとらえ、魅力的な施設を整備していきます

施設再編整備の取組により、必要な施設サービスを将来にわたり提供し、次の世代に、より良いまちを引き継いでいきます。

第6章 推進体制

第4章において示した本計画の基本方針を踏まえた、施設マネジメントを推進するためには、施設所管課のほか、計画部門、財政部門等の所管課が連携し、組織一体となって対応していく必要があります。

下図の概念図のとおり、施設マネジメントを推進するためには、施設の状態を的確に把握し、組織として共有することが、施設を考える土台となるため、施設に関する基礎的な情報を一元的に管理する必要があります。その際、公会計情報等との連携を図ることが有効な手段と考えられます。

また、施設の再編整備のほか、長寿命化に向けた日常的な維持管理、適切な時期に実施する修繕・改修等の進め方の管理、それを実現するため基金等を活用した財源確保に加え、歳入確保や施設サービスの拡充の観点から、民間サービスを含めた資源を有効に活用する取組も必要です。

さらに、施設ニーズは、地理的な特性や生活圏域によっても変化することから、施設マネジメントを推進するに当たっては、まちづくりに関する視点も欠かせません。

施設マネジメントの推進に当たっては、こうした多岐にわたる様々な観点が求められることから、関係する所管課が綿密に連携し、全体調整を図りながら取組を進めていきます。

取組を進めるに当たっては、取組の必要性や考え方などを区民に分かりやすく説明するとともに、区民の意見・要望を丁寧に聴きながら進めていきます。

★図表 6-1 区立施設の総合的なマネジメント概念図

